

MIO PRESS

LAW OFFICE 夏号

OSAKA / KYOTO / KOBE 2018.07 vol.03

今号のみお人

弁護士

山本直樹

Naoki Yamamoto

【特集】

人生100年時代を生き抜く

〈第3回〉「遺言」

【連載】

知つ得! 交通事故

【法律コラム】

知らないと怖い
法律の話

【支店便り】

神戸支店

【連載】

倉田・北名弁護士の
刑事事件入門



皆様には、常に最新のリーガル
サービスが提供できるよう、研鑽に
努めなければならぬと心を新たに
しております。(弁護士 山本直樹)

裁判は、これまでほとんど電子化
されてしましましたので、提出のた
めに紙の書面を用意し、提出後には
写しを記録に綴じていきます。
そのため、裁判の後半には、すっか
り分厚く、重くなってしまった事件記
録を、持ち運びながら裁判所までの
道のりを往復しなければなりません。
しかし、長年に渡って、紙資料一色
だった裁判所も、ついに、ネット上の
システムでの提出を検討するようにな
ったとの報道がありました。

まだ、実現するかどうか、どこまで
電子化されるのか分からぬ部分も
多いのですが、技術の進歩や普及によ
つて、様々な手続が新しくなってい
くことを実感しています。

裁判所には、常に最新のリーガル
サービスが提供できるよう、研鑽に
努めなければならぬと心を新たに
しております。(弁護士 山本直樹)



読者プレゼント
実施中!

詳しくは裏表紙をご覧ください

当選確率
UP!

【リレー式コラム】
事務局通信

【ご存知ですか?】
銀行カードローン
多重債務問題

【リガサボ!】
法定相続情報
証明制度

暑さの厳しい季節がやって参りました。皆様はいかがお過ごしでしょうか。私は暑がりですので、この時期は、事件記録を抱つめて、事務所と裁判所との間を往復するだけで、たくさんの汗をかいてしまします。

裁判は、これまでほとんど電子化

されていませんでしたので、提出のた
めに紙の書面を用意し、提出後には
写しを記録に綴じていきます。

そのため、裁判の後半には、すっか
り分厚く、重くなってしまった事件記
録を、持ち運びながら裁判所までの
道のりを往復しなければなりません。

しかし、長年に渡って、紙資料一色

だった裁判所も、ついに、ネット上の
システムでの提出を検討するようにな
ったとの報道がありました。

まだ、実現するかどうか、どこまで
電子化されるのか分からぬ部分も
多いのですが、技術の進歩や普及によ
つて、様々な手続が新しくなってい
くことを実感しています。

裁判所には、常に最新のリーガル
サービスが提供できるよう、研鑽に
努めなければならぬと心を新たに
しております。(弁護士 山本直樹)

皆様には、常に最新のリーガル
サービスが提供できるよう、研鑽に
努めなければならぬと心を新たに
しております。(弁護士 山本直樹)

無料セミナーのご案内

本誌をお読みいただき、ご興味を持たれた方はどなたでもご参加いただけます。
無料・事前予約制となります。個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所
で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。



外部で実施したセミナーで大きな反響をいただいた『終活セミナー』を当事務所で開催します!安心して前向きに生きるために役立つ終活の方法がテーマのセミナーです。本誌巻頭の特集記事「人生100年時代を生き抜く(全3回)」で取り上げた『後見』『信託』『遺言』に『生前整理』を加えた盛りだくさんの内容になっています。知っているようで知らないことをこの機会にぜひ学んでください。

日時(場所) 8/20(月)15時(大阪)・9/8(土)11時(神戸)・9/19(水)11時(大阪)

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日時(場所) 8/6(月)11時(大阪)・8/25(土)11時(神戸)・9/3(月)11時(大阪)・9/27(木)11時(大阪)

遺産を相続する際に気を付けたいこと、もめずに相続する方法、節税対策などについて分かりやすく解説します。

日時(場所) 8/17(金)11時(大阪)・9/14(金)11時(大阪)

老後に頼れる身内がいらっしゃらない方、将来おひとりになった時のことが心配な方などを対象に、成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日時(場所) 8/27(月)11時(大阪)・9/11(火)11時(大阪)

よくわかる終活セミナー

~安心して暮らすために~

これで安心!

遺言書作成セミナー

相続人のためのズバリ!

相続対策セミナー

不安解消!

おひとり様セミナー

大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィス14階

大阪弁護士会所属 代表弁護士/澤田有紀・伊藤勝彦

〈業務分野〉交通事故／遺産相続／離婚問題／債務整理／顧問契約／会社法務／その他

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィス14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月～金曜日／9:00～20:00
土曜日／10:00～18:00
受付時間:月～土曜日／9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月～土曜日／9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月～土曜日／9:30～18:00

お問い合わせ・ご相談は
な や む な み お
0120-7867-30



通話料無料

受付時間(月～土)／9:00～17:30[携帯電話からも通話無料] みお 法律

キリスト教線

アンケートにご協力いただいた方の中
から抽選で30名様に「みお総合法律事
務所」創立15周年オリジナルクオカード
(500円相当分)と澤田弁護士が執筆した書
籍(1冊)をセットでプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切／
平成30年8月31日(金)※当日消印有効



抽選で
30名様に
プレゼント

※書籍は選ぶことができません。
※抽選の発表は郵送をもってお伝えいただきます。
※アンケートの内容は、匿名で掲載せらるる場合があります。

アンケートの回答にご協力お願いいたします

キリスト教線

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)
□ 今号のみお人(表紙) □ 人生100年時代を生き抜く(第3回)
□ 交通事故 □ 相続問題 □ 離婚(男女)問題 □ 刑事事件
□ 知つ得! 交通事故 □ 知らないと怖い法律の話 □ 支店便り
□ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
□ 刑事事件入門 □ 多重債務問題 □ 企業法務 □ その他の

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)
□ 交通事故 □ 相続問題 □ 労働問題 □ 刑事事件
□ 借金問題 □ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
□ 刑事事件入門 □ 企業法務

Q.3 法律問題でお困りの事・日々頻繁に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力ありがとうございました。

遺言内容を誰にも知られずに済み、偽造・
漏洩の防止になる、遺言書の存在を遺族に

する「普通方式遺言」と、通常の日常生活で遺言をすることができないような特殊な状況下にある場合に作成する「特別方式遺言」があります。どの種類の遺言書を作成するかは、作成時の事情を前提に、メリット・デメリットを理解した上で選択する必要があります。

①自筆証書遺言とは、遺言者が、遺言の全文・日付・氏名を自書し、押印して作成する遺言書です。紙と筆記用具のみでいつも作成することができますので、費用も時間もからず手続きとしては一番簡易な方法です。ただし、書き方等に不備があると遺言書そのものが無効となる危険があり、紛失・偽造・隠匿の心配や、遺言の存在をどうやって遺族に知らせるかという問題もあります。

②公正証書遺言とは、公証人に作成してもらい、かつ、遺言書原本を公証役場で保管してもらう遺言書です。作成・保管は専門家である公証人・公証役場が行いますので、後に遺言書が無効となる可能性も低く、紛争防止のためには一番望ましい形式です。ただし、費用がかかり、証人2名の立会いが必要になります。

③秘密証書遺言とは、遺言の内容を誰にも公開せず、秘密にしたまま、公証人に遺言の存在のみを証明してもらう遺言書です。

緊急時に作成する遺言です。
緊急時に作成する遺言です。

「普通方式遺言」の種類とメリット・デメリット

種類	①自筆証書遺言	②公正証書遺言	③秘密証書遺言
作成方法	自ら遺言の全文・氏名・日付を自書し、押印。	公証人と遺言内容を打合せ、必要書類を提出した上で、公証役場で作成。	本人が遺言書に署名・押印した後、封筒に入れ封印して公証役場へ持参し、公証人・証人が必要事項を記入。
証人	不要	必要(証人2名)	必要(証人2名)
家庭裁判所の検認※1	必要	不要	必要
メリット	・作成が簡単 ・費用がかからない ・遺言内容を秘密にできる	・検認手続きが不要 ・確実に保管できる ・遺言の存在と内容を相続人が容易に検索できる ・改ざんの可能性が低い	・遺言の存在を明確にできる ・遺言内容を秘密にできる
デメリット	・検認手続きが必要 ・改ざんや紛失、発見されない恐れがある。 ・要式不備のため無効となる恐れがある。	・費用がかかる ・要件不備のため無効となる恐れがある	・費用がかかる ・要件不備のため無効となる恐れがある

※1.家庭裁判所の検認／検認とは、相続人に対して遺言の存在と内容を知らせ、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名などを明確にし、検認の日時点での遺言書の内容を明確にして遺言書偽造・変造を防止するための裁判所での手続き。遺言書(公正証書による遺言書を除く)の保管者又は発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく、遺言書を家庭裁判所に提出し、検認を請求する必要があります。

弊所開催の相続セミナーへ お越しください。

当事務所では、遺言書についてもっと知りたい、遺言書を作成してみたいという方のために、毎月「遺言書セミナー」「相続セミナー」等を開催しています。皆様のお

※2.遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます(民法1028条)。



【第1回】「後見制度」 【第2回】「信託」 【第3回】「遺言」

人生100年時代を生き抜く【全3回】

特集 「遺言」

第3回



弁護士
小川 弘恵
Hiroe Ogawa

相続にまつわる 紛争の現状

相続にまつわる紛争は、年々、増加傾向にあり、家庭裁判所などで争わされている「遺産分割審判」や「遺産分割調停」の件数も、増加しています。平成24年度司法統計によると、平成12年から平成24年の12年間の間に、家庭裁判所で発生した相続関連の相談数は、9万62件↓17万7125件と、約2倍という結果がでています。弁護士など家庭裁判所外での相続相談も含めると、かなりの方が相続でトラブルを抱えている状況にあります。

トラブルになるのは 財産が多い人だけ?

特別方式の遺言としては、危急時遺言(一般危急時遺言・難船危急時遺言)と、隔離地遺言(一般隔離地遺言・船舶隔離地遺言)があります。明らかにできるなどのメリットはあります。が、遺言の書き方や内容に不備があれば無効となる危険性があります。また、公証役場を利用することで費用も発生します。

遺言書を作成する際に 考慮すべきこと

で、証人の数も普通方式遺言よりも多く、裁判所の関与も必要になりますが、遺言者の遺志を残すためには、有用な手段です。ただし、危険が去り、遺言者が普通方式で遺言ができる状態になってから6か月間生存していた場合は、特別方式で作成した遺言は効力を失います。

遺言書を完成させるまでの手順は、①自らの財産をリストアップする。②誰に、どのように割合で分けるかを決める。③相続分が少なくなる相続人の遺留分※2に対する遺言書の種類に応じて、定められた形に従い、必要な手続きを経て、遺言書を作成する。という流れになります。

このように書くと単純な作業のように思えますが、現実には、今ある財産について、相続人となる人たちが納得し、かつ、遺留分や相続税にも配慮した分割方法を考慮するため、とても複雑で、労力のいる作業です。複雑で労力が必要な作業も、親身になつて一緒に進めてくれる専門家があればスムーズに進めることができます。遺言書を作成する際に、専門家のアドバイスやチエックを受けることはとても重要です。

越しをお待ちしております(詳細は、裏表紙をご覧ください)。

相続人がいない場合の財産は?

相続人がいない場合、相続人間の紛争の心配はありませんが、自分の死後、自分の手上げた財産がどのようになってしまうのかと不安に感じている方も多いようです。相続でトラブルを抱えている状況にあり、向にあり、家庭裁判所などで争われている「遺産分割審判」や「遺産分割調停」の件数も、増加しています。平成24年度司法統計によると、平成12年から平成24年の12年間の間に、家庭裁判所で発生した相続関連の相談数は、9万62件↓17万7125件と、約2倍という結果がでています。弁護士など家庭裁判所外での相続相談も含めると、かなりの方が相続でトラブルを抱えている状況にあります。

遺言書とその役割は?

自分が生きている間に作り上げた財産について、自分の死後も、自分の希望する人や会社などに、希望する割合で引き継ぎたい、そして、相続人たちにはこれからも「うちはそんなに財産がないから相続トラブルなんか関係ない」「自分の相続人たちは仲がいいから、自分の死後、相続でトラブルになるなんて考えられない」などと、お伺いすることがあります。しかし、相続トラブルは、分けるべき遺産額の大小に関係なく発生しています。仲が良かつたはずの子ども達が、親が死亡したことをきっかけに、これまで抑えていた感情を露わにするようになつたり、そこに相続人の配偶者等も加わって、紛争が激化してしまうということも珍しくありません。

当事務所でご相談いただいた方から、「うちはそんなに財産がないから相続トラブルなんか関係ない」「自分の相続人たちは仲がいいから、自分の死後、相続でトラブルになるなんて考えられない」などと、お伺いすることがあります。しかし、相続トラブルは、分けるべき遺産額の大小に関係なく発生しています。仲が良かつたはずの子ども達が、親が死亡したことをきっかけに、これまで抑えていた感情を露わにするようになつたり、そこに相続人の配偶者等も加わって、紛争が激化してしまうということも珍しくありません。

遺言書は、死亡後に、自らの遺産を、誰に、どのように分けるかを、あらかじめ民法所定の方法で作成した書面です。適切な方法で遺言書を作成しておけば、自分の死後、この遺言書に記載したとおりに遺産が承継されていくことになりますので、自分の意思を、死後にもなお反映させることができます。

遺言書には、通常の日常生活で遺言を書くと、単純な作業のように思えますが、現実には、今ある財産について、相続人となる人たちが納得し、かつ、遺留分や相続税にも配慮した分割方法を考慮するため、とても複雑で、労力のいる作業です。複雑で労力が必要な作業も、親身になつて一緒に進めてくれる専門家があればスムーズに進めることができます。遺言書を作成する際に、専門家のアドバイスやチエックを受けることはとても重要です。

このように書くと単純な作業のように思えますが、現実には、今ある財産について、相続人となる人たちが納得し、かつ、遺留分や相続税にも配慮した分割方法を考慮するため、とても複雑で、労力のいる作業です。複雑で労力が必要な作業も、親身になつて一緒に進めてくれる専門家があればスムーズに進めることができます。遺言書を作成する際に、専門家のアドバイスやチエックを受けることはとても重要です。



知らないと怖い法律の話

～法定後見のお話～

代表弁護士 澤田 有紀
Aki Sawada



成年後見制度が施行されたのは平成12年4月、私が大阪弁護士会に登録したのも平成12年4月なのですが、当時、「いい制度ができましたよ」と結構、積極的に利用をおすすめしたものです。しかし、しばらくたつてみると、成年後見を申し立てた後取支の状況や使途を定期的に家庭裁判所に報告しなければならないことが後見人にとって、とても大変で家庭内のことには國家権力に踏み込まれるみたいな違和感を感じる方も多く、取り下げたいというような相談を受けたこともありました。一旦成年後見が開始した後は、本人の判断能力が回復しない限り、成年後見を取り下げることはできません。

たしかに本人の財産を守ることを目的に、成年後見は設計されていますので、後見人に横領されないよう国が監督するのには当然のことなのですが…。

も悲しい現実ですが、こういう状況のご家族を何組もみてきました。

この前、「相談に来られた」「家族ですが母親が軽度の認知症、父親が進行性の脳の病気でこのあと判断能力が減衰する可能性が高い」というので、娘一家が同居して両親の世話をすることになったのですが、家族会議の際に、長男が妹に父親の財産の管理を許さず、自分が管理して必要な費用のみを渡すといつているが、そんな状況では娘も両親の世話をすることはできな

現時点での遺言を書いておくという選択肢もありましたが、このあとどれくらい娘の世話をになるか、ならないのかわからない状態で、娘を優遇する内容の遺言書を書くことをためらわれていました。そこで、世話をなった期間に応じて任意後見契約を毎月払うという「任意後見契約」は合理的です。任意後見は法定後見とは違つて事前に本人の希望に沿つた取り決めができますので、後見開始後も本人の意向が反映されます。遺言だけでなく、身内を任意後見人とする任意後見契約もお勧めです。

産の収支を明確にして、本人の生活のため以外の目的には一切使うことは禁止されます。

そこで、親の財産を管理していない推定相続人（＝親が亡くなつたら、相続人になる予定の人のこと）にとつては、親の財産の国の監督下においてもらうという意味で成年後見制度はとても心強い制度になります。財産が減らないように国が監督してくれて、それで本人が死亡したら、その財産を相続できるのですから…。なんと

親の体力が衰えて財産管理を子どもなどに任せるようになるとどうしても自分のお金と同じような感覚になつてそんなに悪気がなくとも親のお金を使つてしまふことはよくあることです。親もそれをある程度は許して管理を任せているという面もあるかもしれません。

しかし、法定後見が始まると、本人の財

このケースでは両親の意向として、認知症が進んだ場合は娘の世話になりたいとのことでしたので、娘を任意後見人として、月額8万円の報酬を娘に支払うといふ任意後見契約





A. 2	後遺障害等級は、1級～14級・非該当と分かれていて、1級が一番重く、14級が後遺障害の中では一番軽いという取扱いです。認められた後遺障害等級に応じて賠償金が計算されますが、後遺障害等級が二つでも違うと賠償額が大きく変わります。例えば、一郎さんと奥様の場合、14級と非該当で、2倍～3倍位の差がつく可能性があります。金額の差では、150万円～200万円程度の差になる可能性があります。
Q. 3	<p>むち打ちで後遺障害等級は認められるのでしょうか。なかなか後遺障害等級は認められないとも聞いたのですが…。</p>

後遺障害の手続きに入つても、健康保険等を使って治療を続けることはできません。ただ、症状固定後の治療費は自己負担となり、保険会社に請求できません。治療費が個別に請求できないかわりに、慰謝料の形でまとまつた補償を受け取ることになります。

A.5

自分の車の保険についていた弁護士費用特約で、後遺障害申請の手続きと示談交渉を依頼したいと考えています。弁護士費用特約は4人分使えるのでしょうか

一般に、車を運転していた方だけではなく、同乗していたご家族の方も、弁護士費用特約を利用できます。弁護士費用特約は300万円までというのが一般的ですが、今回の場合、4人で300万円までではなく、1人につき300万円までの弁護士費用が補償されます。

交通事故から6ヶ月経つて、治療が終了しました。今号は後遺障害のことを中心掲載をしました。次号は、保険会社との示談交渉等についてのQ&Aを掲載します。

本「ラム担当の羽賀です。今回は、交通事故から6ヶ月経過した一郎さん一家の事例を基にした交通事故Q&Aを掲載し

Q. 2 後遺障害には、等級があると聞きました。具体的にはどのようなものですか。

書の手続きをすると治療はできなくなるのでしょうか。体の調子が悪い時はまだ治療をしたいのですが。

この「コーナーでは、「支店便り」と題して、当事務所の支店のご紹介をさせていただきます。今回は、神戸支店をご紹介いたします。

立地・雰囲気



神戸支店は、平成25年11月に弊所が開設した2つ目の支店です。神戸支店は、三宮のメインストリートであるフラワーロード沿いに位置し、神戸国際会館の南向かいの井門三宮ビルの10階にあります。JR 戸三宮駅、阪急「神戸三宮」駅、阪神「神門三宮」駅など主要路線から徒歩10分圏内であり、三宮の地下街を通って直接井門三宮ビルまで行くことができるという非常にアクセスの良い場所にあります。

また、神戸支店の周辺は、神戸市役所に近いこともあり、商業用のビルが立ち並ぶオフィス街となっていますが、少し歩くと北は異人館、南は南京町などがあり観光客もたくさん訪れる観光地でもあります。そして、古くからの港町ということもあり、三宮センター街をはじめ町の各所で様々な文化に触れることができる飲食店や雑貨店などがたくさんあります。このように、三宮の中心街に位置しており、非常に活気のある場所に開設されているのが神戸支店です。

メンバー・事務所紹介

そして、事務局も法人破産などの複雑かつ専門的な事件にも精通した者やB型肝炎給付金請求事件の専門知識に精通した者がおり、個々の能力を十分に發揮して、円滑に事件処理を行うことができます。さらにテキパキと仕事をしてもらえる派遣社員にも恵まれて、気持ちよく仕事を強みを活かした事件処理ができ、弁護士2名体制の利点が發揮されると感じています。

石田 優一
Yuichi Ishida

の特徴としては、伊藤弁護士は個人・法人を問わず幅広い事

神戸支店に常駐しているのは、**弁護士伊藤勝彦**と**弁護士石田優一**の2名です。普段大阪事務所で執務している弁護士も、必要に応じて神戸で打合せやセミナーを行っています。神戸支店は、人数も限られており、執務している机も距離が近いため、和気あいあいとした雰囲気で日々執務にあたっています。

取り扱う事件の内容としては、交通事故、借金の相談、離婚、相続などの個人からご相談が多いですが、契約書チェック、債権回収など法人からご依頼をいただく案件もあり、幅広い事件を取り扱っています。また、弁護士同士は、机が隣同士に並んでいるため、事件処理で迷うことがあればすぐに相談することができます。神戸支店

神戸ならではの事件紹介

無事に回収することができました。また、ご相談の中でもよく耳にするのが「地震」です。神戸の方は、阪神・淡路大震災を「地震」と呼ばれ、「あれは地震の前の年だった」とか「地震の後からこうだった」と、20年以上経つた今でも地震の影響が残っているということを改めて感じることがあります。とくに経済面では、地震の後に経営状態がひっ迫し、これまで何とか頑張つてきたけれど、経営者の高齢化と資金繰りの悪化から、弊所にご相談に来られるケースが少なからずあります。なかには弁護士に相談するイコール「会社は倒産する」というお考えをお持ちの方もいらっしゃいますが、伊藤弁護士と石田弁護士は、できるだけ会社を「倒産させない」ためにはどうにするのがよいか、事業再生・事業承継という視点を取り入れてなるべく会社を残す方向で常に方法を模索しています。実際にM&Aという形で事業を売却することで、ノウハウを承継させることもあります。

所長就任のご挨拶

退職のご挨拶

この度、神戸支店の所長に就任し、同支店で執務することになりました。これまで大阪事務所において、皆様方から賜りました。ご厚誼に深く感謝申し上げます。

平成12年に大阪で弁護士登録をして以来、「弱い立場の人の味方になること」という信念で、数多くの方のご相談を受けたりました。

神戸の地でも、このような信念のもと、ご相談者の悩みに耳を傾け、皆様にご満足いただける法律サービスが提供できるよう、社会やビジネスの変化に適応しながら、より一層の研鑽を積む所存です。今后ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

平成22年12月より、弁護士法人みお総合法律事務所において約7年半に亘り執務して参りましたが、この度、任期付き公務員として公職を拝命することとなり、6月15日をもって退職させていただく運びとなりました。これまで弁護士業務を続けることができましたのも、ひとえに皆様方のご厚誼とご指導の賜物と心より厚く御礼申し上げます。また、パートナー各弁護士には、弁護士としてだけではなく、人生の先輩としてたくさんの方を教えていただきました。

弁護士業務は一旦離れますが、「みお」で得た貴重な経験を糧にこれからも日々精進して参る所存です。今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願ひ申し上げます。

弁護士 堀田 善之

最後に

弊所の創業理念である「困っている人の役に立ちたい」という思いを、これからも戸の地で実践し、上質な法律サービスの提供をモットーに、地域一番を目指していくたいと思います。何かお困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



代表弁護士 伊藤 勝彦



大切なご家族が逮捕されてしまった！

慌てずに、落ち着いて

「みお」の弁護士にご連絡ください。

「早く釈放・保釈して欲しい」「過酷な取調べから守りたい」「有罪・前科になるのは避けたい」「無実・冤罪を証明したい」

「示談での解決の道を探りたい」などのお悩みは、
弁護士にお任せください。



詳しくはWebサイトをご覧ください
<http://keiji-soudan.com>

態度を見せられて「犯人はこの人ではないかもしない…」と思われるかもしれません。

最後に重要なのは、できる限りその場を立ち去ること。「駅員室に行かない」と覚えていたいただいた方がよいかもしれません。

最後に重要なのは、できる限りその場を立ち去ること。「駅員室に行かない」と覚えていたいただいた方がよいかもしれません。

駅員室に行ってしまふと、自分を助けてくれる目撃者を募ることもできまし、そのまま警察に身柄を引き渡されてしまう可能性もあります。「その場を立ち去ることは現実的ではないのです」と思われるかもしれません。確かにそれは至難の業ですが、その成功確率を上げるために、毅然とした態度を周りに示し、連絡先を書いたメモを渡すのです。

ちなみに、「触れたかもしれない」とか「当たつただけ」などと言う必要はありません。こちらに非があることを少しでも認める、後にその場を立ち去ることが難しくなってしまうからです。

いかがでしたでしょうか。今回は痴漢の疑いをかけられたときの対処法についてお話ししましたが、そもそも満員電車では、両手でつり革を持ったり、携帯電話や鞄を持つなどして、痴漢の疑いをかけられないように注意してください。紙面に書ききれなかった方法やテクニックもありますので、興味のある方は是非ご覧ください。

リレー式コラム

事務局通信

大阪事務所の事務局です。今年も暑い夏がやってきました。冷たいビールで一杯することを楽しみに毎日を過ごしている方も多いと思います。

でも、ビールを冷やし忘れていた、もう一本飲みたかったのに冷えているビールがもうない、なんてことがありますよね。

そんな時に役立つ豆知識をひとつ。ボールやタッパーなど冷やしたい缶より少し大きめの入れ物に水を作つて、缶ビールを寝かし入れ、1~2分ぐるぐるまわすだけ（水上に浮かんだ丸太をくるくる回す感じ…）。たったそれだけで、あつという間に冷えたビールの出来上がり。

以前テレビで見て、実際に試してみたのですが、すぐに冷えておいしいビールが飲めておすすめです。



多重債務問題

ご存知ですか？

銀行カードローン

銀行のカードローンによる多重債務問題が深刻化しており、社会的な問題になっています。

簡単な審査で数百万円ものお金を無担保で借りられるため、生活費の不足や急な入用などで困ったときについ借りてしまううちに利息がかさみ、あつとう間に多重債務に陥る方も少なくありません。

当事務所でも、最近、銀行カードローンによる多重債務に苦しむ方が相談が増えております。一旦陥ると自力ではなかなか抜け出せないので多重債務の特徴なのが、真面目な方ほど自身でなんとかしようと苦しんでいらっしゃいます。もし身近にお困りの方いらっしゃたら、ぜひ早めに弁護士に相談するようアドバイスをしてあげください。



倉田・北名弁護士の刑事事件入門

痴漢に疑惑された時の対処法



弁護士
北名 剛
Tsuyoshi Kitamyo



まず、昨年頃に「痴漢と疑われた男性が線路に飛び降りて逃げた」という報道が多数ありました。これはやめてください。線路に立ち入ること 자체が犯罪（鉄道営業法違反）にあたりますし、電車の運行に混亂が生じれば民事上の損害賠償責任を負うリスクもあります。また、何よりも危険です。

満

員電車の中、突然前に立つた女性が振り返り、「今触りましたよね」と言われてしまつたら…。考えたくもない恐ろしい状況ですよ。もしも痴漢と疑われてしまつた場合、どのように対処すればよいでしょうか。私の考え方を書きたいと思います。

痴漢と疑われたら全力で逃げた方がよいという考えがありますが、私はあまりお勧めできません。というのも逃げ切れた場合はともかく、結局捕まつてしまつた場合に高い代償を払うことになります。逃げた行為それが運び切れたとしても、通勤経路を変えらる必要がありますし、「いつか捕まるかもしれない…」等と精神的な不安を抱え込む結果となってしまいます。

ではないかとの推認が働きます。また、逃亡の恐れが強いとして、逮捕・勾留されてしまうリスクも高まるでしょう。機敏に逃げ切れたとしても、通勤経路を変える必要がありますし、「いつか捕まるかもしれない…」等と精神的な不安を抱えます。

あくまでその場の状況次第ではありますが、すぐさまスマートフォンアプリ等で被害を訴える女性との会話を録音すること、その上で自身の潔白をはつきりと主張すること、そしてある程度自身の潔白を主張した後、連絡先を書いたメモを渡してその場を立ち去ることが最もスマートな対処法だと思います。

まず録音をする理由ですが、当初の女性の主張内容を記録化することで、後に遷されるのを防ぐことがあります。そもそも痴漢事件は、物的証拠が乏しく、被害者の供述が最も重要な証拠となります。仮に当初の供述内容と後に警察の前で話した内容とが変遷している場合、

その供述内容は信用できず、痴漢の立証が難しいと判断されやすくなります。また、女性の主張内容が客観的状況と矛盾する場合（たとえば「○○駅から触られた」との主張に対し、○○駅の時点で未だ乗車していないかった場合など）も同様です。録音していなければ、客観的状況に合わせて自由に供述調書が作られてしまう危険があります。このように、当初の女性の主張内容を記録化することは非常に効果的な防衛手段となり得ます。

また、録音は密かに行う必要はなく、むしろ堂々と開始すべきでしょう。女性側も、会話を録音されているということが分かれば、いい加減なことを言えないと分かれれば、いい加減なことを言えな





交通事故被害者の方へ～出張相談サービスのご案内～

当事務所では、事故の状況やお怪我の内容・程度などを正確に把握し、的確なアドバイスをするために、通常は、事務所にご来所いただきてご相談をお受けしていますが、ご来所が困難な交通事故の被害者の方を対象に出張訪問相談を実施しています(相談料無料)。後遺障害1～5級相当の重度後遺障害者の方のご自宅や病院まで、弁護士が出張訪問させていただきお話を伺います。該当される方は、是非一度お電話でご相談ください。

みお 交通事故



Re-Start～離婚相談セミナーのご案内～

当事務所では、経験豊富な弁護士が、離婚手続き全般について詳しく解説する離婚相談セミナーを実施しています。男性向け、女性向けに分けて開催していますので、夫婦それぞれの立場に立ってリアルなお話をさせていただいている。大阪・京都・神戸で随時開催しております。お申込みは、当事務所ホームページ又は予約専用ダイヤル(☎ 0120-7867-30)からお願いいたします。参加費は、ワンコイン(500円/当日支払い)ですので、お気軽にお越しください。

みお 離婚



<https://l-mio.jp>



編集後記 暑中お見舞い申し上げます

弁護士 田村由起

暑い日が続いますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。MIO PRESSは年4回の発行なので、毎号季節が変わり、改めて日本に四季があることの豊かさを感じています。気づいていただけているか分かりませんが、MIO PRESSの表紙のデザインは、毎号、季節を意識した色や装飾になっています。もちろん、私がデザインしているわけではなく、デザイナーの方が考えてください

さっているのですが、四季を意識した表紙デザインが私の気に入りで、いつもどんな表紙に仕上がるのか楽しみにしています。毎回、編集後記で書かせていただいているが、卷末アンケートはがきを送ってくださる方が少しずつ増えています。私を含め、MIO PRESSに関わる全ての者の励みになりますので、皆様、引き続きご協力お願いいたします。

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。



-----キリトリ線-----

連絡先	お名前	フリガナ	お住所

-----キリトリ線-----

お出でください。

●プレゼント応募締切／平成30年8月31日(金)※当日消印有効



164

差出有効期間
2019年12月
31日まで

大阪府大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階

読者プレゼント&
アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で30名様に、「みお総合法律事務所」創立15周年オリジナルクオカード(500円相当分)と澤田弁護士が執筆した書籍(1冊)を、セットでプレゼントいたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切／平成30年8月31日(金)※当日消印有効



相続手続きの中で一番多いのは金融機関での預金口座の解約、払戻しです。遺言書が無い場合は被相続人(お亡くなりになつた人の出生から死亡までの戸籍謄本と相続人の関係がわかる戸籍謄本一式が必要です。戸籍の収集は、相続人が配偶者とお子様だけの場合は比較的容易にできますが、お子様がおらず配偶者

がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本一式を何度も出し直す必要がなくなりました。

相続手続きの中で一番多いのは金融機関での預金口座の解約、払戻しです。遺言書が無い場合は被相続人(お亡くなりになつた人の出生から死亡までの戸籍謄本と相続人の関係がわかる戸籍謄本一式が必要です。戸籍の収集は、相続人が配偶者とお子様だけの場合は比較的容易にできますが、お子様がおらず配偶者

がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本一式を何度も出し直す必要がなくなりました。

相続手続きの中で一番多いのは金融機関での預金口座の解約、払戻しです。遺言書が無い場合は被相続人(お亡くなりになつた人の出生から死亡までの戸籍謄本と相続人の関係がわかる戸籍謄本一式が必要です。戸籍の収集は、相続人が配偶者とお子様だけの場合は比較的容易にできますが、お子様がおらず配偶者

がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本一式を何度も出し直す必要がなくなりました。

リーガル サポート インフォメーション リガサボ!

相続手続きの際には、便利な「法定相続情報証明制度」をおすすめします。

行政書士 中塚 美佐子

Misako Nakatsuka



手続きしていくます。複数の異なる金融機関に預金口座がある場合だけでなく、不動産の相続登記や生命保険の請求や有価証券の名義変更手続きなども行う場合は、ひと通り相続手続きが終わるまでに数か月かかります。複数の相続手続きを同時に進めたい場合は、戸籍謄本の原本一式を何セットも準備しなければならず、費用負担が嵩みます。

この制度は、法務局に被相続人と相続人全員の戸籍謄本を提出して法定相続人であることを証明してもらう制度です。この制度を利用すると、被相続人と相続人の戸籍謄本一式の内容を一枚にまとめた「法定相続情報証明」が発行されます。手数料は無料です。あらかじめ法務局から相続手続きに必要な枚数だけ法定相続情報証明を取得しておけば、複数の相続手続きを同時に進めることができ、時間と費用を節約することができます。

そして、相続関係が複雑な場合も、法務局が戸籍謄本の中身を細かくチェックして法定相続情報に間違いがないことを確認しますので、後から「相続人が漏れていた!」というような不測の事態を未然に防ぐことができます。

法務局に書類を提出すると聞くと複雑で面倒に思えるかもしれません。最初に手続きしておくだけで、時間と費用が節約できるだけでなく、結果として、安心してスムーズに相続手続をすることができますので、ご利用いただくことをおすすめ下さい。

当事務所では、相続人調査や相続手続も行っています。相続問題の初回相談は無料ですので、お困りの方がいらっしゃいましたら、どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

「遺産相続の手続きナビ」
<http://www.isansouzoku-mio.com>

と兄弟姉妹が相続人になる場合や、相続関係が複雑な場合は、相続人の本籍地の役所に問い合わせて取り寄せます。やつと集めた戸籍を持つて金融機関の窓口に提出したところ、今度は金融機関での戸籍の確認作業にかなりの時間を要し、ようやく一つの金融機関で手続きが済んだと思えば、次は別の金融機関に戸籍謄本の原本一式を提出して同じように一から手続きしていくます。複数の異なる金融機関に預金口座がある場合だけでなく、不動産の相続登記や生命保険の請求や有価証券の名義変更手続きなども行う場合は、ひと通り相続手続きが終わるまでに数か月かかります。複数の相続手続きを同時に進めたい場合は、戸籍謄本の原本一式を何セットも準備しなければならず、費用負担が嵩みます。

この制度は、法務局に被相続人と相続人全員の戸籍謄本を提出して法定相続人であることを証明してもらう制度です。この制度を利用すると、被相続人と相続人の戸籍謄本一式の内容を一枚にまとめた「法定相続情報証明」が発行されます。手数料は無料です。あらかじめ法務局から相続手続きに必要な枚数だけ法定相続情報証明を取得しておけば、複数の相続手続きを同時に進めることができ、時間と費用を節約することができます。

そして、相続関係が複雑な場合も、法務局が戸籍謄本の中身を細かくチェックして法定相続情報に間違いがないことを確認しますので、後から「相続人が漏れていた!」というような不測の事態を未然に防ぐことができます。

法務局に書類を提出すると聞くと複雑で面倒に思えるかもしれません。最初に手続きしておくだけで、時間と費用が節約できるだけでなく、結果として、安心してスムーズに相続手続をすることができますので、ご利用いただくことをおすすめ下さい。

当事務所では、相続人調査や相続手続も行っています。相続問題の初回相談は無料ですので、お困りの方がいらっしゃいましたら、どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

「遺産相続の手続きナビ」
<http://www.isansouzoku-mio.com>